

福祉用具貸与・購入、住宅改修

介護保険の「要支援・要介護」と認定された方（保険証に記載されています。）が、在宅で生活するための環境を整えるサービスとして、①福祉用具貸与、②福祉用具購入、③住宅改修のサービスを利用できます。

①福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りられます。

①車いす ②車いす付属品（電動補助装置など） ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品（サイドレールなど） ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦手すり（工事を伴わないもの） ⑧スロープ（工事を伴わないもの） ⑨歩行器 ⑩歩行補助つえ
⑪認知症老人徘徊感知機器 ⑫移動用リフト（つり具を除く） ⑬自動排泄処理装置

※青文字の福祉用具は、原則として要支援 1・2、要介護 1 の人は利用できません。

※赤文字の福祉用具は、原則として要支援 1・2、要介護 1～3 の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器（歩行車を除く） ⑩のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

※利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

※利用者負担は、レンタル費用の 1～3 割です。支給限度額が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。

②福祉用具購入

下記の福祉用具を、都道府県等の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

- ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③排泄予測支援機器
④入浴補助用具 ⑤簡易浴槽 ⑥移動用リフトのつり具の部分

福祉用具貸与の対象用具のうち、次の福祉用具は購入して利用することもできます。

- ・固定用スロープ
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

※利用者負担は、いったん利用者が購入費全額を負担します。あとで領収書などを添えて町に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、購入費のうち利用者負担の割合分（1～3割）を除いた金額が支給されます。

※なお、都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

③住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費が支給されます。

①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更 ④引き戸などへの扉の取り替え ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

※利用者負担は、いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで町に申請すると、20万円を上限に、改修費のうち利用者負担の割合分（1～3割）を除いた金額が支給されます。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けられません。

※なお、事前申請の前に着工したものは支給対象になりませんので、ご注意ください。

■ ■ ■ 手続きの流れ ■ ■ ■

